

## 春日井市子どもの権利条例（案）新旧対照表

令和 6 年度 第 4 回協議会	修正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 6 条）</p> <p>第 3 章 子どもの権利を保障するための<u>責務</u>（第 7 条—第 13 条）</p> <p>第 4 章 施策の推進（第 14 条—第 20 条）</p> <p>附則</p> <p><u>かけがえのない宝物のようで すばらしい可能性を秘め がんばって今を生き いつか大きな花を咲かせる</u></p> <p>こどもは<u>そんな存在であり</u>、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員です。</p> <p>全てのこどもは、生まれた時から<u>一人</u>の人間として幸せに生きる権利があります。そして、権利の主体として考え方や意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 6 条）</p> <p>第 3 章 子どもの権利を保障するための<u>役割</u>（第 7 条—第 13 条）</p> <p>第 4 章 施策の推進（第 14 条—第 20 条）</p> <p>附則</p> <p>こどもは、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員<u>であり</u>、<u>かけがえのない存在</u>です。</p> <p>全てのこどもは、生まれた時から<u>1人</u>の人間として幸せに生きる権利があります。そして、権利の主体として考え方や意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。</p> <p><u>しかしながら、こどもを取り巻く環境には、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラーなど、子どもの権利を脅かす様々な問題が生じています。</u></p> <p><u>こうした中、子どもの権利について、こどもたち自身の</u></p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>こどもたちは、自分の権利が守られるため、大人や周囲にこう望んでいます。</p> <p>「意見を聴いてほしい、受け入れてほしい」  「相談にのってほしい」  「私たちと話し合ってほしい」  「考えや個性を尊重してほしい」</p> <p>また、こどもたちは、子どもの権利が守られるために自分たちにできることは何か、考えています。</p> <p>「自分の意見を大切にして、相手の意見も受け入れる」「まわりの人に相談する」「自分がされたり、言われたりして嫌なことを他の人にはしない」</p> <p>大人は、このようなこどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重します。</p> <p>また、常にこどもに寄り添い、対話に努めるとともに、子どもの権利について、理不尽な否定をしません。</p> <p>こどもと大人とともに、子どもの権利を理解・尊重し、また、日ごろの生活から周囲との対話を大切にすることによって、まち全体で子どもの権利を守り、こども一人一人が豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。</p>	<p>想いを酌み取るため、アンケートやワークショップ等を実施しました。</p> <p>その中で、こどもたちから自分の権利が守られるため、大人や周囲に望む様々な声が挙がりました。</p> <p>「意見を聴いてほしい、受け入れてほしい」  「相談に乗ってほしい」  「私たちと話し合ってほしい」  「考えや個性を尊重してほしい」</p> <p>また、こどもたちは、子どもの権利が守られるために自分たちにできることは何か、考えました。</p> <p>「自分の意見を大切にして、相手の意見も受け入れる」「まわりの人に相談する」「自分がされたり、言われたりして嫌なことをほかの人にはしない」</p> <p>大人は、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重することが求められます。また、子どもの権利について理不尽に否定することなく、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。</p> <p>こどもと大人はともに、子どもの権利を理解・尊重し、日ごろから対話を大切にすることによって、まち全体で子どもの権利を守り、こども一人一人が豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、まち全体でこどもの権利の保障を促進し、こどもが<u>豊かに育つことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることができるものとして市長が認める者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で<u>こどもを現に養育する者</u>をいう。</p> <p>(3) 学校等関係者 学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者をいう。</p> <p>(4) 地域住民等 <u>市民及び市内で活動する者又は団体</u>をいう。</p> <p>(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者をいう。</p> <p>第2章 こどもの権利</p> <p>(安心して暮らす権利)</p> <p>第3条 こどもは、安心して健やかに暮らすため、次に掲</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、<u>市全体でこどもの権利を保障し</u>、こどもが<u>豊かで幸せに育つことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることができるものとして市長が認めるものをいう。</p> <p>(2) 大人 <u>こどもに関わるこども以外の者</u>をいう。</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で<u>現にこどもを養育するもの</u>をいう。</p> <p>(4) 学校等関係者 <u>市内の学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設</u>その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者をいう。</p> <p>(5) 地域住民等 <u>こどもが生活する地域の住民及び当該地域でこどものために活動するもの</u>をいう。</p> <p>(6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者をいう。</p> <p>第2章 こどもの権利</p> <p>(安心して暮らす権利)</p> <p>第3条 こどもは、安心して健やかに暮らすため、次に掲</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>げることが守られなければならない。</p>	<p>げることが<u>権利として</u>守られなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>生命を脅かされないこと。</u></li> <li>(2) <u>健康な生活ができるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。</u></li> <li>(3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。</li> <li>(4) <u>安心できる又は自分らしく過ごせる居場所があること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>命が危険にさらされること。</u></li> <li>(2) <u>健康に生活できるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。</u></li> <li>(3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。</li> <li>(4) 自分らしく過ごせる居場所があること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) <u>悩んだ時や困った状況にある時に、相談することができ、必要な支援を受けられること。</u></li> <li>(6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。</li> <li>(7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。 (自分らしく生きる権利)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 相談することができ、必要な支援を受けられること。</li> <li>(6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。</li> <li>(7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。 (自分らしく生きる権利)</li> </ul>
<p>第4条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げることが守られなければならない。</p>	<p>第4条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げることが<u>権利として</u>守られなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。</li> <li>(2) 自分のことを自分で決められること。</li> <li>(3) プライバシーが侵害されないこと。</li> <li>(4) 名誉が<u>毀損されないこと。</u> (参加する権利)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。</li> <li>(2) 自分のことを自分で決められること。</li> <li>(3) プライバシーが侵害されないこと。</li> <li>(4) 名誉が<u>傷つけられないこと。</u> (<u>主体的に</u>参加する権利)</li> </ul>
<p>第5条 こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることが守られなければならない。</p>	<p>第5条 こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることが<u>権利として</u>守られなければならない。</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>(1) 自分の意見又は考えを表明する<u>機会が与えられ、尊重されること。</u></p> <p>(2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。</p> <p>(3) <u>自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。</u>            (豊かに育つ権利)</p>	<p>(1) 自分の意見又は考えを表明する<u>ことができ、尊重されること。</u></p> <p>(2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。</p> <p>(3) <u>仲間を作り、集い、又は活動すること。</u>            (豊かに育つ権利)</p>
<p>第6条 こどもは、豊かに育つため、その心身の<u>発達状況や希望を踏まえ、次に掲げることを適切にできる環境が守られなければならない。</u></p>	<p>第6条 こどもは、豊かに育つため、その心身の<u>発達状況等に応じ、次に掲げることが権利として守られなければならない。</u></p>
<p>(1) 食べること。</p> <p>(2) 心と身体を休めること。</p> <p>(3) 遊ぶこと。</p> <p>(4) 学ぶこと。</p> <p>(5) 文化、芸術、スポーツ等に触れ、<u>さまざまな経験を積むこと。</u></p>	<p>(1) 食べること。</p> <p>(2) 心と身体を休めること。</p> <p>(3) 遊ぶこと。</p> <p>(4) 学ぶこと。</p> <p>(5) 文化、芸術、スポーツに触れるとともに、<u>自然に親しむ等様々な経験を積むこと。</u></p>
<p>第3章 こどもの権利を保障するための<u>責務</u>            (大人の<u>責務</u>)</p>	<p>第3章 こどもの権利を保障するための<u>役割</u>            (大人の<u>役割</u>)</p>
<p>第7条 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、及び尊重しなければならない。</p>	<p>第7条 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、及び尊重しなければならない。</p>
<p>2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けるとともに、<u>こどもからの相談には、こどもに寄り添いながら応じなければならない。</u></p>	<p>2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けるとともに、<u>寄り添わなければならない。</u></p>
<p>(こどもの<u>責務</u>)</p>	<p>(こどもの<u>役割</u>)</p>
<p>第8条 こどもは、<u>自らの権利について正しく理解すると</u></p>	<p>第8条 こどもは、<u>発達段階等に応じて、自分の権利につ</u></p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>ともに、社会の一員として、他者にも<u>同様の権利</u>があることを認識し、尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>いて正しく理解するとともに、社会の一員として、他者にも<u>同等の権利</u>があることを認識し、尊重するよう努めなければならない。</p>
<p>(保護者の<u>責務</u>)</p>	<p>(保護者の役割)</p>
<p>第9条 保護者は、子どもの養育、成長及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、子どもにとっての最善の利益は<u>何か</u>を考えて、子どもを養育しなければならない。</p>	<p>第9条 保護者は、子どもの養育、成長及び権利の保障について<u>自らが</u>最も重要な責任を有することを認識し、子どもにとっての最善の利益を考えて、子どもを養育しなければならない。</p>
<p>2 保護者は、子どもが<u>自らの権利</u>を正しく理解するとともに、<u>自らの権利と同様に</u>、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。</p>	<p>2 保護者は、子どもが<u>自分の権利</u>を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。</p>
<p>(学校等関係者の<u>責務</u>)</p>	<p>(学校等関係者の役割)</p>
<p>第10条 学校等関係者は、子どもが主体的に学び、健やかかつ豊かに育つことができるよう、子ども一人一人の発達段階に応じ、必要な支援をしなければならない。</p>	<p>第10条 学校等関係者は、子どもが主体的に学び、健やかかつ豊かに育つことができるよう、子ども一人一人の発達段階等に応じ、必要な支援をしなければならない。</p>
<p>2 学校等関係者は、子どもが<u>自らの権利</u>を正しく理解するとともに、<u>自らの権利と同様に</u>、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。</p>	<p>2 学校等関係者は、子どもが<u>自分の権利</u>を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。</p>
<p>(地域住民等の<u>責務</u>)</p>	<p>(地域住民等の役割)</p>
<p>第11条 地域住民等は、子どもが地域の一員として安全に安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるよう子どもを見守り、また必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第11条 地域住民等は、子どもが地域の一員として安全に安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるよう子どもを見守り、また必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(事業者の<u>責務</u>)</p>	<p>(事業者の役割)</p>
<p>第12条 事業者は、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりに</p>	<p>第12条 事業者は、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりを</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p><u>努めなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、<u>従業員が子育てに対する理解を深めること</u>ができるよう努めなければならない。        (市の<u>責務</u>)</p> <p>第13条 市は、子どもの権利を保障するため、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働により、子どもに関する施策を<u>実施</u>しなければならない。</p> <p>2 市は、大人、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。</p> <p>第4章 施策の推進        (子育て家庭への支援)</p> <p>第14条 市及び学校等関係者は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その<u>責務</u>を果たせるよう、子どもの<u>成長する過程にあわせて途切れのない</u>必要な支援を行わなければならない。</p> <p>2 市及び学校等関係者は、困難な状況にある子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、<u>子どもの成長する過程にあわせて途切れのない</u>必要な支援を行わなければならない。        (子どもの居場所づくり)</p> <p>第15条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、<u>さまざまな体験</u>をすることのできる居場所づくり又はその支援に努めなければならない。</p>	<p><u>行わなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、<u>その事業活動が、子どもの権利を脅かすことのないよう配慮しなければならない。</u>        (市の<u>役割</u>)</p> <p>第13条 市は、子どもの権利を保障するため、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働により、子どもに関する施策を<u>推進</u>しなければならない。</p> <p>2 市は、大人、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。</p> <p>第4章 施策の推進        (子育て家庭等への支援)</p> <p>第14条 市及び学校等関係者は、<u>全ての</u>保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その<u>役割</u>を果たせるよう、子どもの<u>発達段階等に応じて</u>必要な支援を行わなければならない。</p> <p>2 市及び学校等関係者は、困難な状況にある子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、<u>当該子ども及び家庭の状況に応じて</u>途切れのない必要な支援を行わなければならない。        (子どもの居場所づくり)</p> <p>第15条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、<u>様々な体験</u>をすることのできる居場所づくり又はその支援に努めなければならない。</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>(虐待及び体罰の防止)</p> <p>第16条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対する虐待及び体罰を防止するために、<u>関係機関</u>と協力して必要な対策を講じるとともに、早期発見に努めなければならない。</p>	<p>(虐待及び体罰の防止)</p> <p>第16条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対する虐待及び体罰を防止するために、<u>児童相談所その他の関係機関</u>(以下「<u>関係機関</u>」という。)と協力して必要な対策を講じるとともに、早期発見に努めなければならない。</p>
<p>2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>(いじめの防止)</p> <p>第17条 学校等関係者及び市は、こどもに対するいじめ防止及び早期発見に努めなければならない。</p>	<p>(いじめの防止)</p> <p>第17条 学校等関係者、市、<u>保護者及び地域住民等</u>は、こどもに対するいじめ防止及び早期発見に努めなければならない。</p>
<p>2 学校等関係者及び市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行わなければならない。</p>	<p>2 学校等関係者及び市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行わなければならない。</p>
<p>(多様性の尊重)</p> <p>第18条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者並びにこどもは、子どもの国籍、人種、性別及び宗教その他の違いについて、その多様性を尊重しなければならない。</p> <p>2 市及び学校等関係者は、こどもに対するあらゆる偏見及び差別その他理不尽な扱いが生まれないようにするた</p>	<p>(多様性の尊重)</p> <p>第18条 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者並びにこどもは、子どもの国籍、人種、性別及び宗教その他の違いについて、その多様性を尊重しなければならない。</p> <p>2 市及び学校等関係者は、こどもに対する偏見、<u>差別</u>その他理不尽な扱いが生まれないようにするために、その</p>

令和6年度 第4回協議会	修正案
<p>めに、その多様性についての大人及び子どもの理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(意見表明及び参画の促進)</p> <p>第19条 市は、子どもに関する市の施策について、子どもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 学校等関係者は、子どもが参加する<u>行事等</u>について、子どもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 地域住民等は、子どもが参加する地域活動について、子どもが意見を表明し、参画する機会<u>を設けるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(子どもの権利侵害からの救済)</p> <p>第20条 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済にあっては、保護者や関係機関と連携し、子どもの特性及び権利侵害の実情に配慮して対応するものとする。</p>	<p>多様性についての<u>啓発に努めなければならない</u>。</p> <p>(意見表明及び参画の促進)</p> <p>第19条 市は、子どもに関する市の施策について、子どもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 学校等関係者は、子どもが参加する<u>学校等での活動</u>について、子どもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 地域住民等は、子どもが参加する地域活動について、子どもが意見を表明し、参画する機会<u>を持てるよう配慮するものとする</u>。</p> <p>(子どもの権利侵害からの救済)</p> <p>第20条 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済にあっては、保護者や関係機関と連携し、子どもの特性及び権利侵害の実情に配慮して対応しなければならない。</p>